

# 宜野湾市墓地基本計画 概要版



平成25年3月

宜野湾市

## ● 宜野湾市墓地基本計画とは

「墓地、埋葬等に関する法律」（以下、墓地埋葬法という。）では、個人による墓地経営（墓地の整備や運営・管理等）は原則として認められていません。しかし、沖縄県では、昔からの慣習や地域特性に配慮して個人墓地を容認してきました。

このことが、住宅地や街中に無秩序に建てられた個人墓地の増加を招くこととなり、その結果、生活環境問題をはじめ、住環境イメージの低下、景観の悪化、都市計画への支障などを生じさせています。

更に、平成 24 年 4 月には、墓地等の経営許可事務が県から本市へ権限移譲され、墓地に関する業務の窓口が市となり、より地域の実情にあった墓地行政が求められています。

平成 21 年度に実施した「宜野湾市墓地実態調査」を踏まえ、本市の今後の墓地の適正管理のあり方、新たな墓地需要や多様化する墓地・埋葬への対応、墓地の規制・誘導、墓地の整備のあり方等の基本的な施策を示す「宜野湾市墓地基本計画」として策定したものです。

## ● 計画の対象区域

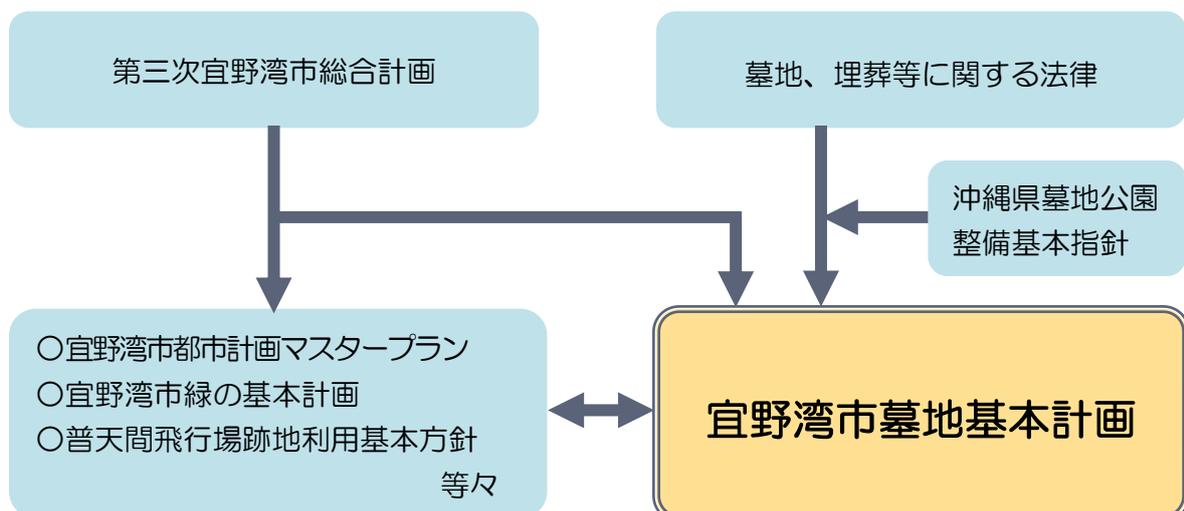
本市全域を計画対象区域とします。

## ● 計画期間

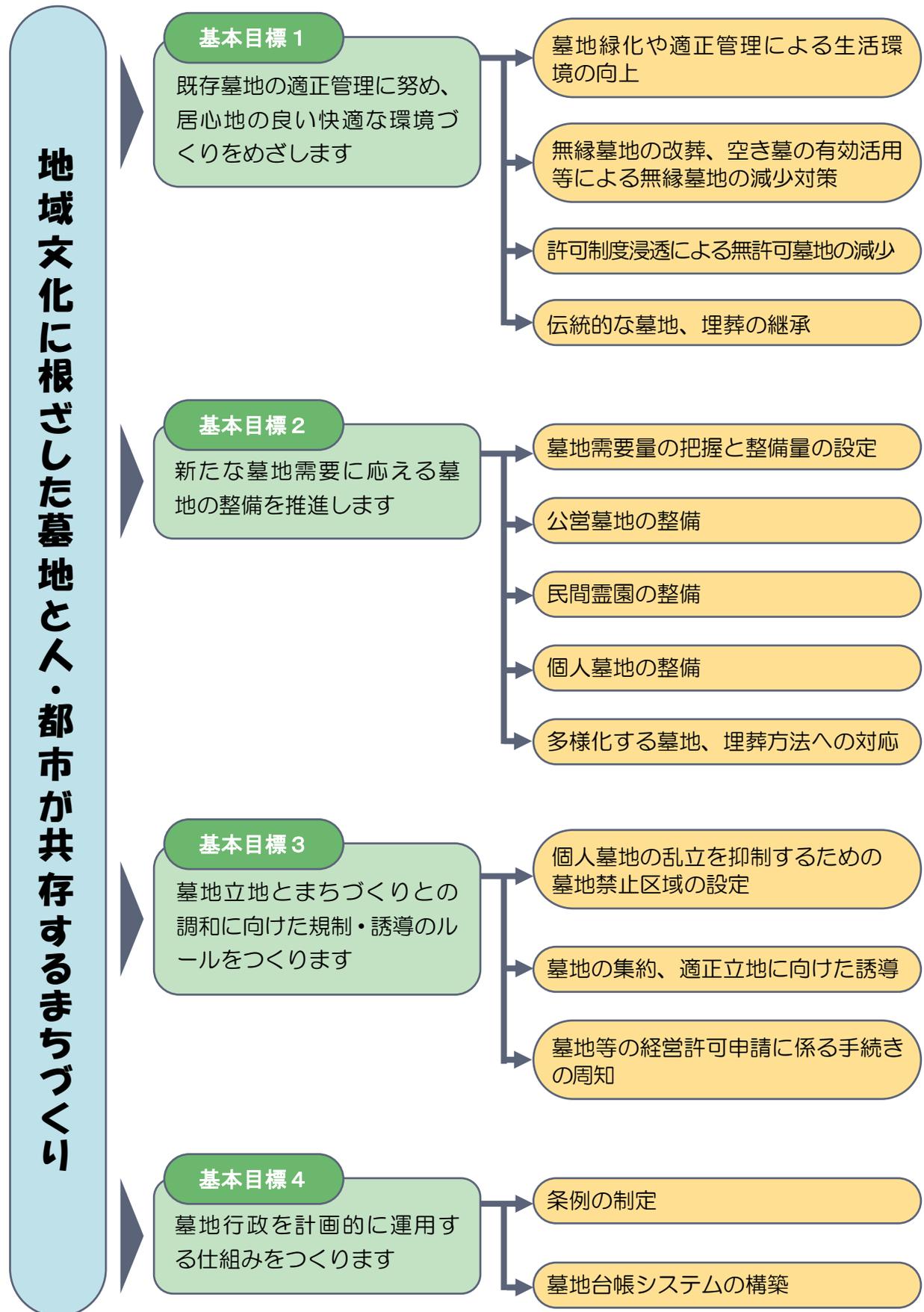
平成 25 年度からの概ね 10 年間を計画対象期間とします。

## ● 計画の位置づけ

本計画は、墓地埋葬法や、上位計画である「第三次宜野湾市総合計画」に即すると共に、「宜野湾市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図りながら、今後の墓地施策のあり方を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付けます。



# ● 計画の体系



## ● 計画の内容

基本目標 1 既存墓地の適正管理に努め、居心地の良い快適な環境づくりをめざします

### ①墓地緑化や適正管理による生活環境の向上

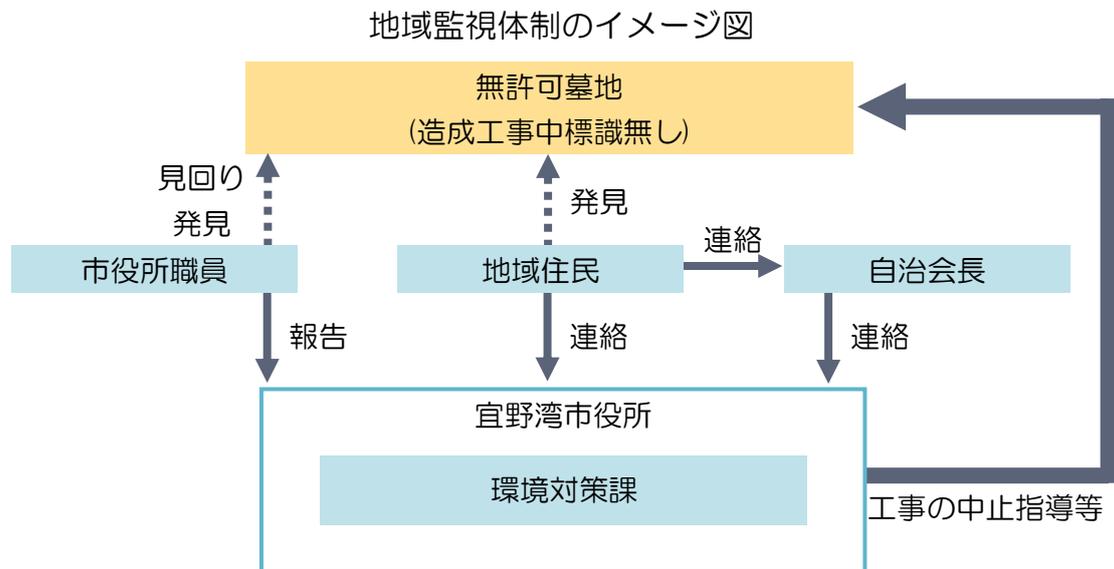
- 市ホームページを活用した既存墓地の管理徹底、マナー向上の啓発
- 地域住民との協働による監視体制確立

### ②無縁墓地の改葬、空き墓の有効活用等による無縁墓地の減少対策

- 無縁墓地の問題に関する意識啓発
- 継承者手続き制度の確立

### ③許可制度浸透による無許可墓地の減少

- 墓地をつくる際に必要な経営許可申請制度の周知徹底
- 無許可墓地の地域監視体制の確立



### ④伝統的な墓地、埋葬の継承

- 文化的な価値の高い古墓群等の保全・活用
- 亀甲墓・破風墓等による地域固有の風土景観の保全



## 基本目標2 新たな墓地需要に応える墓地の整備を推進します

### ①墓地需要量の把握と整備量の設定

- 公営墓地の整備量：平成34年までに934基（2.0ha）、平成44年までに1,926基（4.1ha）
- 個人墓地の整備量：平成34年までに821基、平成44年までに1,694基

### ②公営墓地の整備

- まちづくりに関する計画、墓地埋葬法、その他法規制等に適応した用地の選定
- 従来型(家型)墓地、施設型墓地、合祀式墓地、駐車場、休憩施設、園路の整備

公営墓地の整備イメージ



### ③民間霊園の整備

- 市内に事務所を有する宗教法人等による経営を認める
- 民間霊園内での無縁墓地に対応する合祀式墓地の設置

### ④個人墓地の整備

- 本計画（適正立地と規制・誘導）で示す個人墓地の整備基準に準じて整備

### ⑤多様化する墓地、埋葬方法への対応

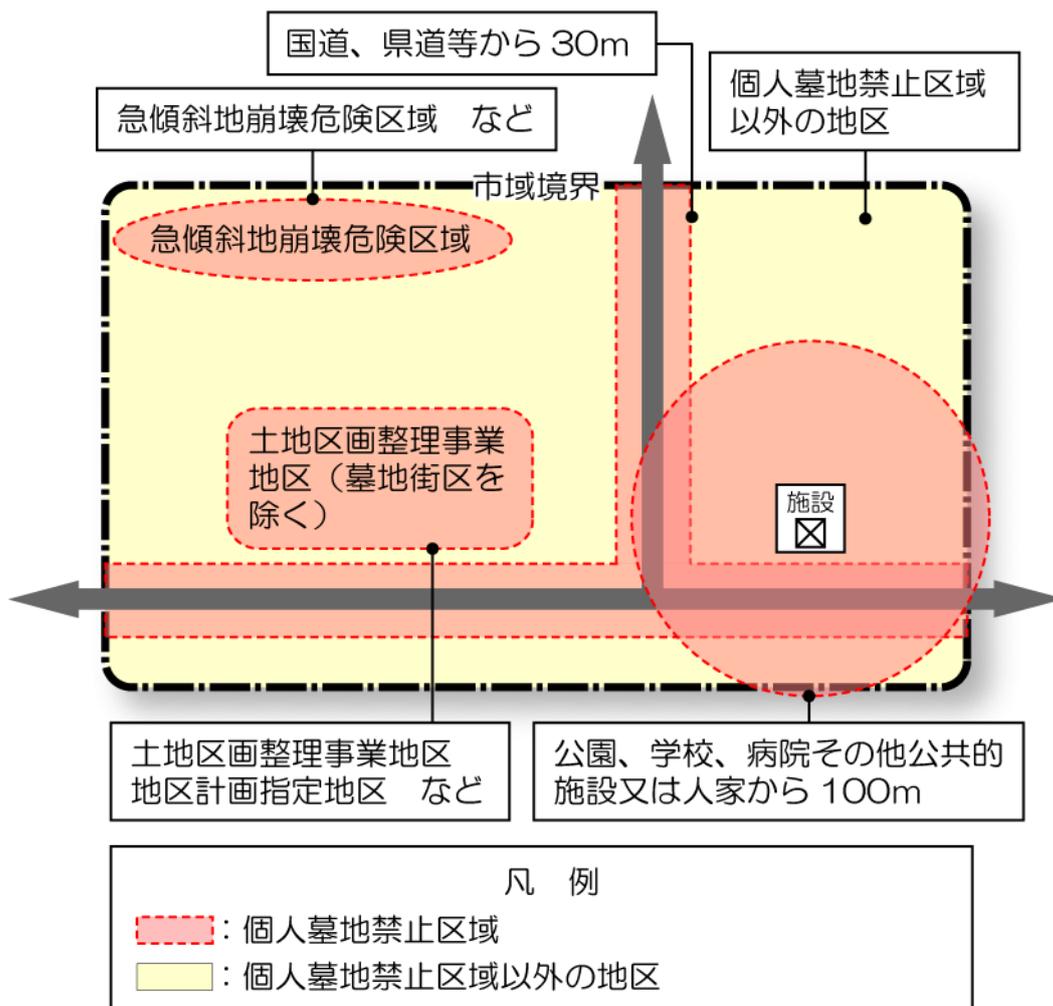
- 多様化する墓地、埋葬の検討
- 散骨について、当面は助長しない方向

### 基本目標3 墓地立地とまちづくりとの調和に向けた規制・誘導のルールをつくります

#### ①個人墓地の乱立を抑制するための個人墓地禁止区域の設定

- 国道、県道その他主要道路および河川から 30m以上離れていること
- 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から 100m以上離れていること
- 水源を汚染するおそれのない場所であること
- 地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと
- 周囲の美観を損ねることがないこと
- 森林法で定める保安林でないこと
- 地区計画指定地区でないこと
- 土地区画整理事業地区でないこと（墓地街区を除く）
- 市街地開発事業地区でないこと 等

個人墓地禁止区域のイメージ

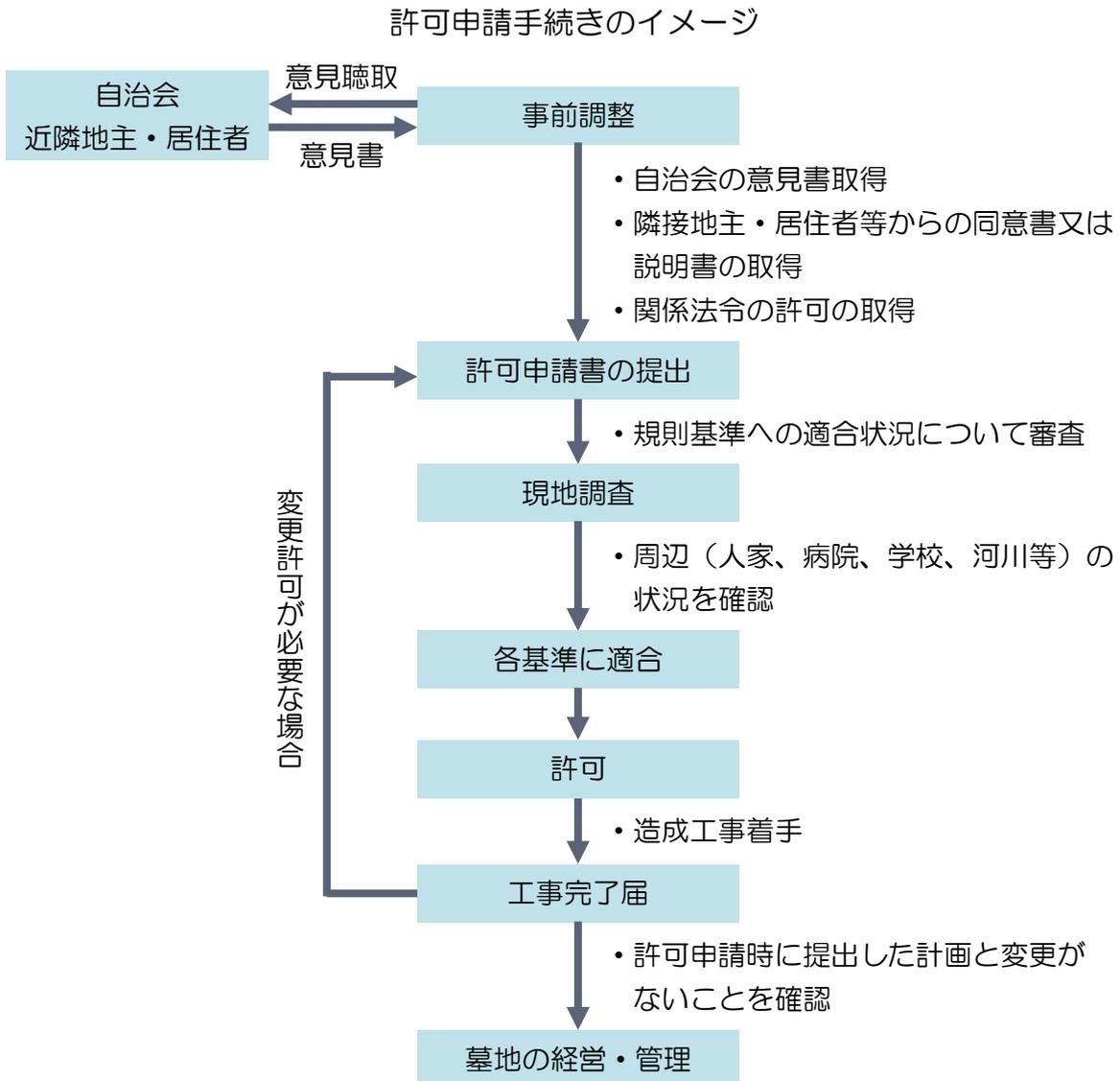


## ②墓地の集約、適正立地に向けた誘導

- 墓地の供給体制が進んだ段階で、墓地禁止区域に立地する個人墓地の移転・誘導
- 移転が困難な個人墓地は植樹整備等の検討

## ③墓地等の経営許可申請に係る手続きの周知

- 墓地等の経営許可申請に係る手続きの周知徹底



## 基本目標4 墓地行政を計画的に運用する仕組みをつくります

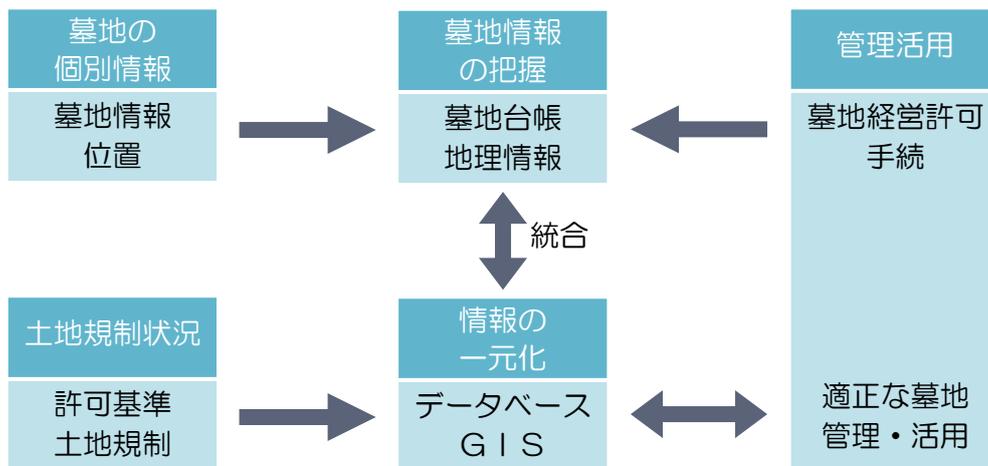
### ①条例の制定

○計画の実効性を担保する「(仮称) 宜野湾市墓地、埋葬等に関する条例」の制定

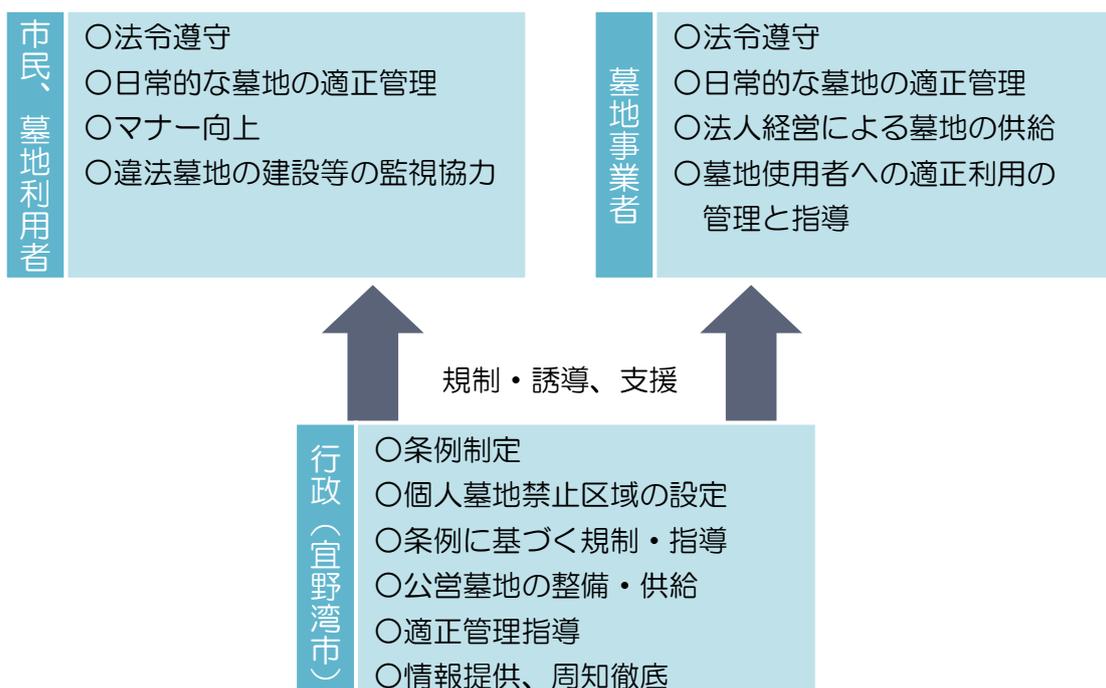
### ②墓地台帳システムの構築

- 個別の墓地情報を整理する墓地台帳の作成
- データベース化による墓地台帳の管理・検索
- データベースと地図情報との統合

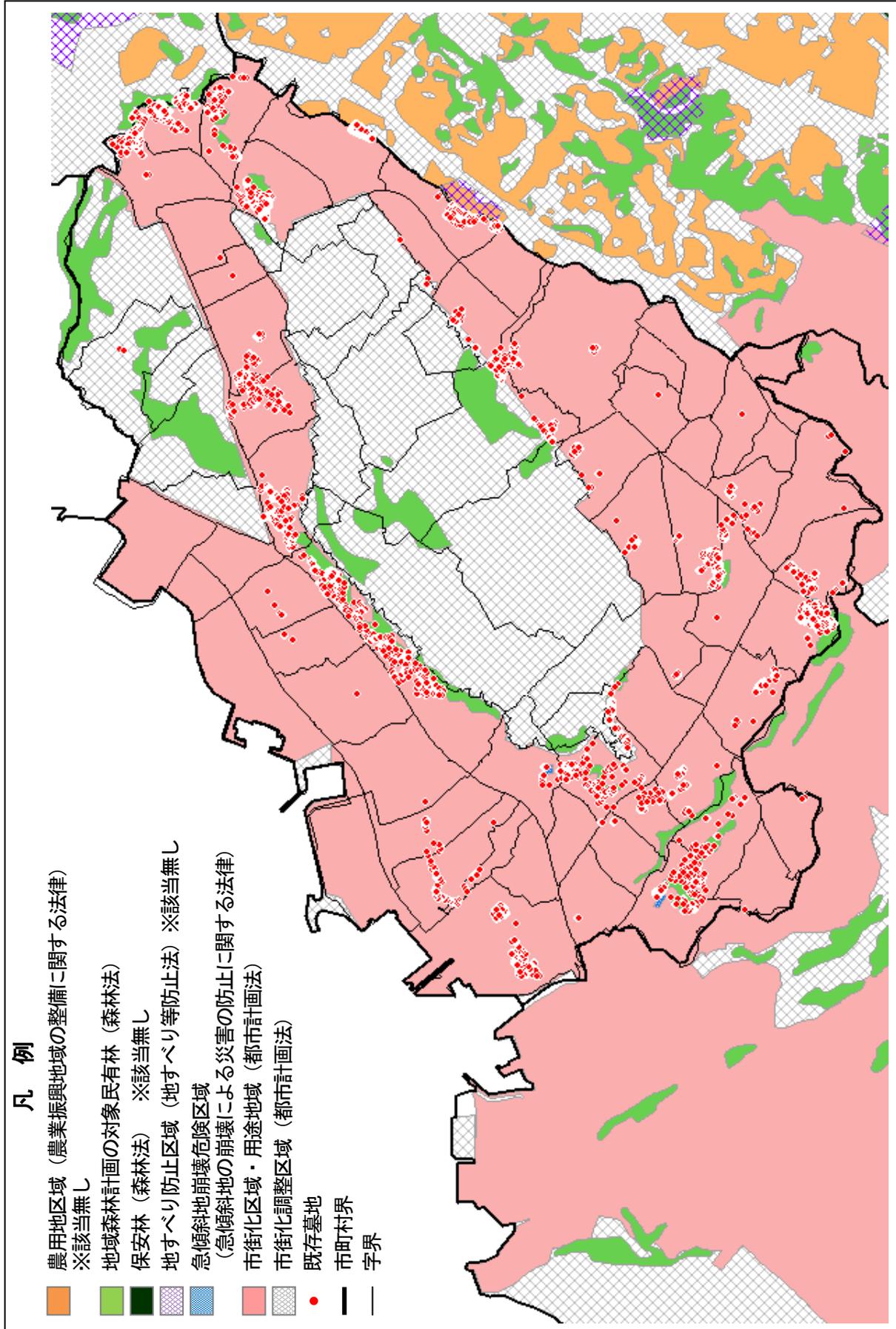
### 墓地台帳システムのイメージ



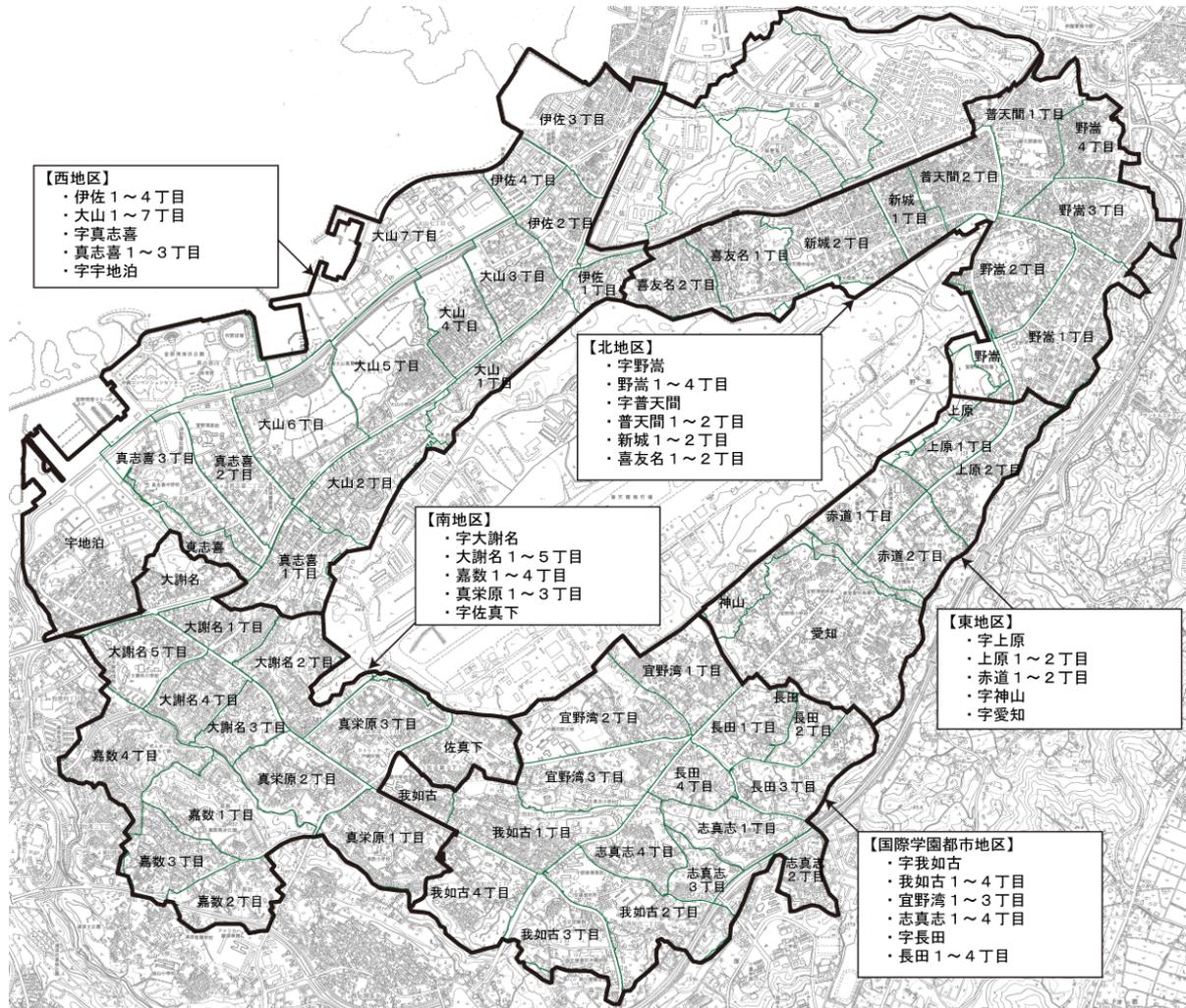
## 各主体の役割



# ● 墓地分布状況



## ● 地区区分図



## ● 地区別墓地整備の方針

地区	整備方針	
北地区	適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所有墓地の適正管理の啓発に努め、周辺環境を著しく悪化している墓地については、改善等の指導を行います。</li> <li>○墓地が無縁化しないよう、所有者の把握や生前に次の代への継承を推進します。</li> <li>○既に無縁化している墓地に関しては、新規墓地用地として活用できるよう改葬等を検討します。</li> </ul>
	墓地需要への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成44年までに750基の墓地需要が見込まれます。</li> <li>○新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している場所に設置するよう促します。</li> </ul>
	規制・誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。</li> </ul>

地 区	整備方針	
西地区	適正管理	<p>○所有墓地の適正管理の啓発に努め、特に、住宅と隣接している墓地については緑化を促すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。</p> <p>○亀冢等の歴史・文化的に価値の高い墓地は保全・継承し、墓地が無縁化しないよう適正な管理を推進します。</p>
	墓地需要への対応	<p>○平成 44 年までに 755 基の墓地需要が見込まれます。</p> <p>○新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している場所に設置するよう促します。</p>
	規制・誘導	<p>○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。</p> <p>○コンベンションエリア等の観光地的な役割をもつ地区には極力墓地を造らないようにするか、造る場合でも緑化により周りから見えないように配慮します。</p>
南地区	適正管理	<p>○所有墓地の適正管理の啓発に努め、特に、住宅や集落の中に立地している墓地については緑化を促すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。</p>
	墓地需要への対応	<p>○平成 44 年までに 745 基の墓地需要が見込まれます。</p> <p>○新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している地区に設置するよう促します。</p> <p>○墓地集約化のための受け皿となる、施設型共同墓等の整備を検討します。</p>
	規制・誘導	<p>○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。</p> <p>○墓地の散在が各所で見られ、今後は出来る限り墓地を集約していくため、現在墓地が無い地域には極力墓地を造らないように促します。</p>
国際学園都市地区	適正管理	<p>○所有墓地の適正管理の啓発に努め、特に、住宅と隣接している墓地については緑化を促すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。</p>
	墓地需要への対応	<p>○平成 44 年までに 930 基の墓地需要が見込まれます。</p> <p>○公営墓地整備意向が高い結果となっていますが、本地区にはまとまった空地がなく、公営墓地の整備は困難であると想定されることから、新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している場所に設置するよう促します。</p>
	規制・誘導	<p>○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。</p>
東地区	適正管理	<p>○住宅と隣接している墓地については、所有墓地の適正管理の啓発に努め、緑化を促すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。</p>
	墓地需要への対応	<p>○平成 44 年までに 440 基の墓地需要が見込まれます。</p> <p>○新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している場所に設置し、墓地が点在化することのないよう促します。</p>
	規制・誘導	<p>○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。</p>



## 宜野湾市墓地基本計画（概要版）

発行日 平成25（2013）年3月

編集発行 宜野湾市 市民経済部 環境対策課

住所：〒901-2710 宜野湾市野嵩1丁目1番1号

電話：098-893-4411（代表）

ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>